

# 小野太三郎と横山源之助（４）

— 明治中期における慈善事業近代化への相克 —

## The Conflict between Tasaburo Ono and Gennosuke Yokoyama（４）

— The Process to the Modernization of Social Welfare in the Middle Meiji Era —

山田 明\*

Akira Yamada

はじめに

### 1. 横山源之助の小野太三郎への接近と訣別

- (1) 下層社会研究と「北陸の慈善家」
- (2) 労働運動参加と「北国の二名物」
- (3) 無縁塔建設運動への参加と撤退

### 2. 小野救養場の発展と衰退

- (1) 明治20年代までの小野救養場  
(以上10号)
- (2) 明治30年代前半の小野救養場
  - 1) 窮民救助をめぐる世論と県政
  - 2) 明治30～34年の小野救養場
  - 3) 窮民の生活状況と県の救済方針
  - 4) 窮民救済事業の勃興と展開  
(以上11号)

### 3. 小野慈善院の混乱と新体制の出発

- (1) 明治30年代後半の小野慈善院
  - 1) 坂井義三郎の問題提起
  - 2) 小野太三郎による義捐金募集と慈善院の状況
  - 3) 小野慈善院の維持・改革方法の模索
  - 4) 窮民の生活状況と社会の救済観  
(以上12号)
- (2) 民間慈善事業の監督強化と財団法人小野慈善院の誕生
  - 1) 小野慈善院の運営問題打開の模索

2) 救育所取締規則の公布

3) 小野慈善院の新築移転と財団法人化

(以上本号)

### 3. 小野慈善院の混乱と新体制の出発

#### (2) 民間慈善事業の監督強化と財団法人小野慈善院の誕生

##### 1) 小野慈善院の運営問題打開方策の模索

石川県ならびに金沢市にとって小野慈善院の運営改善問題は、単に一事業体の抱える問題收拾にとどまらない重大問題であった。それは貧民救助についての行政責任の実行に関する永年の行政課題でもあった。そこでは広狭2様の直面する問題があった。広義の問題は石川県ならびに金沢市が抱える貧民救助問題への対応方法であり、狭義の問題はその実行上の中心的な位置を占める小野慈善院の運営問題の解決であった。このうちの狭義の、小野慈善院の運営をめぐる問題については前節2項、3項でみてきたとおりである。したがってここでは、広義の問題について簡単にみておこう。

明治36年5月に金沢市内で一人ぐらしをしていた81歳の老婆が病死し、その顔面等を鼠に食い破られた屍骸状態で発見された<sup>44)</sup>。老婆の住居は家とは名ばかりの1間半に2間の粗末な小

屋で、2畳ばかりの板間に屋根裏からつるされた天間状の畳を1枚敷いた寝所がある。家そのものは一見豚小屋のような状態だが、小屋の内外も便所も清潔で掃除がゆきとどき、老婆の日常をうかがい知ることができるものであった。老婆は稲荷の神棚を祀り、片足の欠けた金毘羅像を枕元に安置し、神酒を供えており、信仰の篤い人だったようだ。さらに涅槃像も持っていたが、これは前年3月の涅槃会の折に瓢箪町崇禅寺に20銭を添えて持参し川に流してくれるよう依頼したが、同寺で川に流すわけにはいかないと預かっているとのことであった。所持品は、切れぎれのものをつなぎ合わせた年数のほども計り知れない布団と蚊帳、衣類は糸入単衣1枚、皮色半纏1枚、立縞半纏1枚、木綿綿入1枚で、道具として二合鍋2個、五合鍋1個があった。この老婆は従前から貧窮の身の一人ぐらしだったようで、明治22年より時の県知事の許可を得て民間篤志家より1日2合の割合で救恤米を受け始め、明治33年にはその貧窮生活が新聞紙上で報じられたのを機に、県知事の許可のもとでさらに年間1石8斗の救恤米を同一篤志家より与えられていたようである。このような救助を受けてのその生活は感謝に充ち、質素なもので、金銭を恵まれれば老いの身でトボトボと歩き礼に赴き、冬でも炬燵を使わず、風呂の代りに川で身体を洗っていた。このようなきりつめた生活で、その死後に7円60銭の銀銭が残されていた。

ここには行政と新聞社を含めた金沢社会の世論に支援されながら自らを律して生き、信仰と覚悟のうちに死んでいった1人の善良な貧民の十数年の生活が描きだされている。この老婆の出身がどのようなものであるか、金毘羅が海の守護神であり、稲荷が農業を中心とした五穀豊穡の神であることから推測すると、農漁業を営んでいて窮して金沢へ向都移動したものであろうか。貧窮原因も含めてその確認は不可能だが、社会によって承認されるべき善良な貧民の1典型であることはまちがいない。4軒の市民が力を合わせ代を継いで十数年にわたって1貧窮者

を救助しつづけた慈善と、それを受けて感謝と質素と信仰の生活を送る善良な貧民という、この両者ともに行政当局者にとって育成しなければならぬ美風であり、その意味で間接的な形で行政課題の実行事例であった。

その数日前の5月6日に63歳の男が自宅2階で縊死した事件が報じられている<sup>45)</sup>。その記事によれば老夫婦、長男(31歳)と子ども2人の5人家族で、ペンキ職の長男の稼ぎにより5人がくらししていたが、ほとんど仕事がなく「赤貧洗ふが如くなる」暮らしぶりで、加えて老爺は老衰に加えて病身で、「惜からぬ命と永らへて家内の者にいやが上の苦勞をさせんより、と思ひに極楽往生を遂ぐるに若かずと思ひ定めて」の決行であった。

7月21日の北国新聞は中風で寝たきりの老爺が娘の家で世話されていたのが、この親の世話をしながら娼妓稼業が困難との理由で一人家に戻された悲惨な生活を報じている<sup>46)</sup>。その生活状況は、「中風に悩みつゝ食物さへ碌々得ず大小便等は誰れ始末する者もなければ垂れ流しの尽にて横臥し居る」というもので、他の娘も一部世話をするがゆきとどかず、近所の人が「倅や娘等の無法を憤り(中略)其筋にて探知し」「三女を金沢署へ召喚して事情を取調べ」「其の不心得を懇々説諭し」たとある。しかし家族扶養の条件はなく、何らかの社会的扶養を実行せざるをえない事態であることは明らかである。

同様の記事は数多く見出すことができる。8月29日の北国新聞は、能美郡の41歳の男の縊死を報じている。この男は10年前に北海道に出稼ぎに行き、トロッコ事故で右足膝下を負傷、切断して帰郷したが、その病苦のために精神に異常を来し、それでも何とか働いていたが、生活苦から精神の異常がいつそう亢進して「浅まし最期を遂ぐる」ことになった。記事は「寧ろ憐れむべし」と結ばれている。

結局のところ生活苦に陥った者の最終的な問題解決は病死や自殺という形しかありえなかったのである。しかし社会の秩序維持という点から考えてもこれでよいわけはなく、社会的な貧

窮民救護体制の整備が課題になってきていた。

前節3項で紹介した北国慈恵会設置はこうした貧窮問題解決のための民間努力の1つであったが、その世話担当者真柄貞をめぐる疑念も提起されていたことはすでにふれた。真柄が自ら慈善事業を興そうとし、その内容について世論が疑念を提起するという事は、別の角度からみれば、慈善事業がそれだけ期待され注目されていたことに他ならない。とくに日露戦争の勃発は外に対する国家意識の高揚とあわせて、内に対する社会意識すなわち戦時体制下で進む生活困難に対処する社会制度のあり方を問い直すこととなった。各行政組織レベルごとに軍事扶助組織が結成され、生活困難者の点検と扶助の組織化が進んだ。さらに戦争終結の見通しが出てくるなかで郡是や町村是をつくり、新しい社会組織と社会道徳づくりが内務省主導で進められることとなった<sup>49)</sup>。この地方政策の延長上に、後に述べるように小野慈善院が石川県の日露戦争記念事業として財団法人化して再出発することになるが、ここでは慈善事業への社会政策的関心が次第に高まってきた明治37年の地方状況をみることにしよう。

血声散史子は37年4月に「市中の慈善事業」と題する2回連載の訪問記事を北国新聞に載せた。この中で小野慈善院、加能慈恵保護場、金沢市貧民救助所、北国慈恵院の報告が寄せられている。以下でこの記事から各慈善事業施設の状況をみてみよう。

まず小野慈善院についてみると、血声子は明治35年の冬以来3度目の同院訪問で、「イヤハヤ実に悲惨な者」で、「何時もより今度は惨愴の感に打れ」とその全体印象を述べている。その内容は主に経済的困難によるもので、戦争不景気により小野慈善院に寄付金品を寄せる者が少なくなったことが主な原因のようだ。記事によると「戦争前までは到る所より物品や金銭の寄贈もありましたがイヤ最う戦争後と云う者は些ともありませんです」という状況で、当日は公証人死亡葬儀に際しての白米1石寄贈のみであった。戦時国債などの増税策により市民の

生活が著しく逼迫して、慈善院への寄付どころでなくなっていたのであろう。金沢病院も戦争維持の国策から無料診察と無料施薬を中止し、これにより慈善院の医療体制は大きな困難に直面し、医専学生のボランティア活動でしのいだようである<sup>49)</sup>。この時にあって小野慈善院の最大の問題は経済面での運営経費確保にあったと見え、同記事はこのことに終始している。その記事をもとに1ヵ月の収支状況をまとめたのが表11である。

表11 小野慈善院1ヵ月収支

(明治37年4月)

1ヵ月経費	160円位
1人あたり平均	50銭
払下げ残飯料	60円
米塩料	100円
その他諸経費	
野菜物	自前生産
香物	
家賃	見積外
収入	
飼育鶏卵販売	10円内外
師団日雇料	20円
	毎月6日宛、1人1日10銭中5銭
不足金	100円内外
寄付金	戦争後ほとんどなし
	今月は島崎某より病死に際し白米1石のみ
不足補填策	維持金下げ渡し 200円
	同 150円
	但し家屋建築費36坪分
特記事項	金沢病院無料診察無料施薬中止
	代わりに4年生学生ら14人毎日2名無料診察訪問、薬代寄付

(「市中の慈善事業」北国新聞明治37年4月26日より作成)

運営費で1ヵ月160円の所要経費のうち100円位が不足金となる状態で、それに加えて3間×6間総2階の家屋を新築せざるをえない状態にあったようだ。

この時期の入院者は370人で、そのうち幼年者が7~80人であった。これは36年3月の入院者が270人程度、15歳未満児が80人ほどであった(表4、表5)のと比較すると、幼年者は同程度ながら入院者が100人ほど増えたことになる。戦時の生活逼迫の中で生活破綻者がふえ、

それが慈善院の入院者増となって現われたとみてよいであろう。36年初頭から北国新聞社が主唱して小野慈善院の維持金寄付を募り、その蓄積金は慈善院の抜本的改革のためにのみ使うことと定めていたにもかかわらず、そこから350円をとりくずして36坪の家屋を新築する費用に充てた。県民からの負託を違えてまで支出しなければならなかったのは、この新築がそれほど切迫したものだったからである。その内容は100名の入院者増と慈善院建物の使用不能なほどの老朽化以外には考えにくい。金沢社会にはそれほどに窮迫した貧民が多量にうみだされ、かつ小野慈善院の対応能力が低下していたのであろう。

他の慈善施設の経営状況を同記事からまとめたものが表12である。これらから金沢市内4施設の入所者1人当りの1ヵ月分経費を算出したのが表13である。これで見るとその格差は著しいもので、小野慈善院を元にするると北国慈恵院

で約4倍、金沢市貧民収容所で約12倍、加能慈恵保護場で18倍の費用をかけて保護していることになる。その結果どのような状態になっているのか。

同記事からみると、加能慈恵保護場では入所者は「大分貯蓄が出来」「先頃出て行った者などは百円以上残し」たので退所後の「営業の資本になります」という状態である。戦争により被保護人の常職が減り、被保護人からの弁償費用収入が減っているが、「維持費がありますから心配はありません」という恵まれた状態であった。明治34年9月に真宗本願寺派が大日本仏教慈善会財団を作るにあたり、真宗王国ともいわれた加賀に補助事業をつくるべく石川県当局につよく働きかけた結果であることは先にみたところでもあるが<sup>50)</sup>、この1000円の県費補助金支出が小野慈善院への補助支出を困難にした一因であることも否めない事実である。

金沢市貧民救助所は定員20人と定められ、市

表12 金沢市内慈善事業の経営状況

(明治37年4月)

慈善事業	入所者数	年間経費	収入方式	その他
加能慈恵保護場	17人	職員3人	県費補助 1000円 大谷派本山 600円 入所者食費 月11銭	入所者職業従事 相応の収入あり
金沢市貧民収容所	18人 定員 20人	1075円70銭 職員1人	市費	精神病患者、不 具疾病者
北国慈恵院	18人	1ヵ月30円	筆墨、齒磨粉等販売 市内教育家特別賛助費、 合計月1000円 有志補助 主宰者北山重正自弁	孤児の保護

(「市中の慈善事業(下)」北国新聞 明治37年4月29日より作成)

表13 金沢市内慈善事業1人当り必要経費

(明治37年4月)

項目	小野慈善院	北国慈恵院	金沢市貧民収容所	加能慈恵保護場
入所現員	370人	18人	18人	17人
1ヵ月経費 1人当り	160円+自給 43銭	30円 1円67銭	89円64銭 4円98銭	135円20銭 7円95銭

の直営で運営されている。労働能力をまったくもたない者が救助されていて、「戦争の影響ではありますまいが怎ういふ者が昨今市役所に対して救助を申出づるものが続々あります」が、入所定員の関係で「収容する訳には行きません」としている。ここに入所できない者は結局、収容制限を行っていない小野慈善院に入所することになる。これ

らの結果が1年間で100人というきわめて大きな入所者増につながったわけである。

北国慈恵院は岡山孤児院や東京育成院をはじめとする先進慈善事業にならったのであろうか、対象を孤児に限定し、運営費用も賛助会員制度と、入院児童に「箱車を挽かせて筆墨又は齒磨粉や煙草類を売らせて、其利益により維持して行く」方式を採用している。有志からの寄付金は補助的な収入として位置づけられているようである。

この4事業の経営形態や経営方法を比較してみても、小野慈善院を従来のやり方で運営していくことが不可能に近いことがわかる。行政の直営方式で完全公費によって運営する金沢市貧民収容所方式、公費を基本にしながら強力で安定した民間の補助金で運営する加能慈恵保護場方式、賛助会員と入所者の稼得収入で運営する北国慈恵院方式の3方式が小野慈善院の前に示されたわけである。北国新聞で血声子が経営実態にしばって報告記事を書いたことの意味は、民間慈善事業としての小野慈善院の経営方式をどの方式・形態にすることによって、「イヤハヤ実に悲惨」としか言いようのない現状をいかに打開するかという問題意識によるものであったろう。これは血声子1個人の問題意識でなく、金沢社会がさし迫った小野慈善院問題の解決方向を決定するための模索努力であり、世論形成策だったともいえる。

明治30年代前半までの小野慈善院は金沢社会の誇りであり、尊敬の対象であった。しかし30年代後半の保護水準の著しい低下や運営をめぐる混乱は、小野慈善院をその必要性は認めながらも金沢社会のひとつの恥部として認めざるをえない社会認識を作っていた。行政も金沢社会もこの小野慈善院問題を根本的に解決しなければならないという認識をもたざるをえなくなっていたのである。しかもその問題解決は小野太郎や小野慈善院の力ではまったく不可能で、行政を含めた金沢社会が直接その問題解決にあたらなければ実現できないことは識者の間ではすでに常識になっていた。

貧窮者の救済にあたる慈善事業はどのように維持・運営すべきか、とくにその財源確保をどのような方法ですれば安定した運営基盤がつくれるのか。行政が大幅な公費支出をする財政基盤が明治30年代前半以上にきびしくなっていた日露戦時体制下で、この難問を解決しなければならなかったのである。

それまでの小野慈善院方式の破綻と混乱を目のあたりにしてきた金沢社会に、岡山孤児院や博愛社の幻灯音楽隊が何回も訪れ、他の慈善事業の資金集めのための興行も従来から再行われていた。それらに対してはじめは地域社会の娯楽要求に応えた慈善行為程度にしか認識していなかったが、次第にその興行主である民間慈善事業そのものに関心を向けるようになってきた。このような問題意識が熟してきた頃でもあった37年5月に大阪博愛社の運営資金のための慈善音楽隊が金沢で20日間にわたって開かれることになった。それに先だって1市民による大阪博愛社の詳細な紹介記事が北国新聞に2日にわたって連載された<sup>51)</sup>。

この紹介者の職業などは不明だが、3～4年前に博愛社のことを知り、3年前に公用で大阪に行った時に時間があつたので博愛社を訪れ、その事業の実際と創始者小橋兄弟と教師林歌子のことを知り、支持・協力するようになった模様である。この紹介文を書いたねらいは、1つには「今や一般の人は戦争のみに注意をせられまして、慈善事業などは余り人の注意をひきません」。しかし「戦争が続けば続くだけ(孤児がうまれ、)一方で孤児院などは盛にしなければならぬ」という時代意識からでていようである。そしてもう1つに、「孤児院にも種類があります。名誉の為にするもの、口過ぎの為にするものも、いくらもあります。我々が慈善事業に世話をする時には、よく其性質と成立とを考えなければなりません」と、その事業の性質を見きわめる必要を言いたかったのである。

慈善事業であれば支持され協力が得られるという時代ではなくなってきたのである。これはこの紹介子の見解というより、時代の共通

認識になってきていた。そして小野慈善院は社会の大勢から失望され、見離されてきていたのである。先進的な慈善事業にも接することがふえてきて、世論の小野慈善院を見る目は次第にきびしいものになってきた。横山源之助が明治32年に小野慈善院の役割を思えばこそきびしく批判したのと同じ状況が数年を経て世論的広がりをもって現われてきたのである。

もちろんこうした批判的見方への抵抗や小野慈善院への同情的な見方もあった。その典型的な1例をやや長いが引用して紹介しておこう<sup>50)</sup>。小野慈善院の事業にかなり近い位置から接している者の寄稿であると思われる、この時点での小野慈善院の実践的努力の一端をうかがわせるものがある。

過日の貴紙に小野慈善院の不潔を警しめられましたが少しは察してやる方が宜いです。同院はホンの院主が篤志行為で別に素養のある院役者もあるのでなく随て一定の収入を受ける方法もありません。建物の修繕とか被服の補綴も思ふに任かせるので悲観的に云へば仕方がないから仕方がないといふ有様なのです。併し全員殆んど四百の三分の一は足腰の不随な不具者で其外少数の健康者（之は各自の職業あり）を除く児童等の近状は実に掬すべきものがあります。起床は日出で午後五時まで負けじと働く其勇しきは冷かにアレが小野の裸体児、嘲り過ぐる縮兵児の中紳や胃活式のハイカラなどが死すとも味ひ得ない麗はしい趣きがあります。午後七時から九時まで同情深い三名の青年（内二中生一名工業生一名）に教育されて暁早く……一心不乱に励みなば、金や衣服や其外の、宝は自づとわきぬべし……労働歌を唱ふる有様はいちらしいものです。既往は知らず又た知るの必要もありません。近来の彼等は自覚といふものを知り初めました。伝染病の恐ろしい事も充分承知していますから彼等は畑の中から石を拾ふて湿地を埋めてます（砂利がないので）。朝の五時には誰でも往つて御覧なさい。未来の立派な国民先生が未だ翠帳の中にござる内に小野宅の内外は彼等の手に依つて箒目が立つて居ます。日中汚れるのは働く印です。始末におへないのは成年者が夜分なん

か立ながらのシャ、です。彼等は憎まれるので黙ってます。憐れに可愛いらしいのは是等の児童です。儀式や虚飾でなく衷心憐れを憐れと思ふお方は些と彼等を見てやつて下さい。皮相を問はず内容を調べるために――

ここで実績として挙げられている主な内容は児童への保護と教育である。全国各地の孤児教育の成果にもみられるように、孤児の救済と教育は貧民救済事業の中でも成果をえやすい分野であった。小野慈善院でも学生の協力を得て児童の教育をし、仕事にも就かせ、規律のある生活をしていることを示している。この限りでは他の孤児教育事業に似た成果をあげながら、同時に周辺社会の無理解やわざわざ立小便をされるような冷遇視の実態をも訴えている。ここには実践の成果と困難の両面が示し出されているが、問題はその困難解決の方向にあった。小野慈善院の実践上の困難は他施設のような分類収容、分類処遇の方法を採らず、あらゆる生活困窮者を制限をつけずに入所保護してきたところにある。別の言い方をすれば、入所させた後どのように効果的に処遇し、社会的に自立させていくかという処遇上の見通しをもっていなかったところに問題があった。こうした処遇方法上の問題と財政・経営上の問題という2つの大きな困難を内包していたのである。

この時点でより直接的で緊急性を要した困難は財源問題であった。この問題は県政に関わる重大問題として認識されるに至り、37年11月の県議会で県費からの補助金支出が提案された<sup>51)</sup>。新聞の報じるところによれば次のとおりである。

小野慈善院維持方に就ては豫て最も困難を感じ居れるが開戦以来四方の釀金殆ど皆無となり今後到底維持するを得ざるに抛り石川久三、手下政五郎両氏は是れを憂へ此際是れが救済の途を昂せんとし石川県救恤救済金のうちより五千円支出の議を県会に建議し両氏は一昨日県会に出で、賛同を求め各県参議員は是れに賛同を与へたりとぞ  
県政の意志決定機関としての県会の議決を経て小野慈善院への公金支出が動き始めたのである。こうして永年の課題がやっと前進しはじめ

たのである。

## 2) 教育所取締規則の公布

小野慈善院に県救恤救済金からの補助金支出を県議会が決議したことをうけて、県は小野慈善院の抜本的改革に着手した。その方法として採用したのが外からの強制的改革というものであった。それまでの金沢市関係者が慈善院の内部から変えようとする努力が徒労に終り、その原因が太三郎にあることから、この方法をとらざるをえなかったのである。北国新聞コラム欄が伝えるところによれば、「小野慈善院に対する取締規則発布せらるゝは有吉内務参事官の贈物」であった<sup>54)</sup>。

窪田静太郎をはじめとする内務省官僚が小野慈善院の現状を深く憂慮していたことは先にもふれたところであるが、この段階で内務省は県からの相談に対してかなり踏みこんだ対応をしたものと思われる。

この間の事情を北国新聞は次のように伝えている<sup>55)</sup>。すなわち「村上知事は昨日石川県令を以て教育所取締規則を発布せしが是れ目前小野慈善院に対し嚴重取締を加へんとする者なり当時有吉内務参事官は全院を視察して其不規律と不清潔とを難詰し当局者に対し断乎処置をなすべく命令せしも既往教育所の取締に就ては何等法規の存する者なきを以て亦た如何ともする能はず依て今回県令を以て該取締規則を発布し」たというのである。これは県議会の対応と軌を一にするものでもあった。すなわち石川久三らの請願建議に対し県当局者は「現今の如き不規律なる遣り方にては到底是を救ふを得ず。今後内部の整理を謀りて惰民を放逐し真個に窮民のみを救済せば相当補助を与へんとの見込みなるが如し。尤も全慈善院には他府県人も多く収容せられつゝあり。是等は行旅病人として相当処置の途を存すべきに就き是が整理を謀らば容易に維持するを得べし」との方向提示をしたのである。県として公金支出の意志決定をしたので、問題となっていた不適切な運用の改善を交換条件としてつよくうちだすことができたわけであ

る。

このようにして公布された教育所取締規則は以下のとおりである。

### 教育所取締規則

第一条 何等の名義を以てするに拘はらず私人に於て一定の場所を設け老幼疾病者不具廢疾者無告の窮民又は免囚等を収容教育せむとするものは左の事項を具し県庁の認可を受くべし但し法令に別段の規定あるものは此限に非ず

- 一 教育所の名称位置
- 二 建造物の種類坪数及其図面
- 三 収容者の種類及予定人員
- 四 教育所規則

本号規則には教育所の組織被教育者の授産教育の方法飲食被服其他の給与疾病保護等に関する事項を規定すべし

- 五 教育所維持費の収支予算
  - 六 教育所設置者及管理人の本籍住所身分職業氏名年齢
- 前項各号の事項を変更追加せんとするとき亦同じ

第二条 新たに教育所を建築せむとするものは前条各号の外工事設計書を添へ落成期日を定め認可を申請すべし之を変更せむとするとき亦同じ前項建造物は管轄警察官署の検査を受くるにあらざれば教育所に使用することを得ず

第三条 被教育者を収容せむとするときは其都度被救者及其扶養義務者の本籍住所身分職業氏名年齢并に教育を要する事由を具して管轄警察官の認可を受くべし

被教育者を退所せしむるときは其事由を具し認可を受くべし

第四条 教育所には一名以上の医師を常置すべし但管轄警察官署の認可を受け顧問医を置き常置医に代ふることを得

第五条 管轄警察官署に於て管理人及医師を不適当なりと認むるときは変更を命ずることあるべし

第六条 教育所に於ては管轄警察官署の指示に遵ひ防火の設備を為し且つ消化器を備付くべし

第七条 被教育者中疾病に罹りたるものあるとき

管理人は速かに管轄警察官署に届出べし

第八条 教育所に於ては何時にても警察官吏の臨検を拒むことを得ず

第九条 管轄警察官署は公安風俗或は衛生上必要な事項を指示することあるべし

第十条 警察官署の指示事項を遵守せず又は公安風俗或は衛生上必要を認めたるときは県庁は一時教育所の使用を停止し又は認可を取消すことあるべし

第十一条 本則に依り県庁に提出する書類は管轄警察官署を経由すべし

第十二条 第一条乃至第三条第七条に違背したるものは拘留又は科料に処す

付則

第十三条 本則発布前本規則に該当する教育所を設置したるものは本年三月卅一日迄に本則の規定に依り認可を申請すべし

この取締規則の他に所轄の警察署長から次のような指示事項があったようである<sup>56)</sup>。

第一条 教育所ニ左ノ設備ヲ為スベシ

- 一、各建築物毎ニ其名称ヲ掲記スルコト
- 二、教育所内見易キ場所ニ被教育者ノ遵守スベキ事項ヲ掲示スルコト
- 三、水火震災災其他ノ異変ニ際シ避難スベキ方法ヲ定メ置クコト
- 四、迷者又ハ不具等ニテ身体自由ナラザルモノヲ避難セシムル為ニ相当運搬器ヲ備ヘ置クコト
- 五、飲食物運搬ノ容器ハ清潔ニシテ覆蓋アルモノヲ用イルコト
- 六、飲料水ハ必ス一旦煮沸シタルモノヲ使用セシムルノ設備ヲナスコト
- 七、衣類並ニ飲食器具ハ清潔ナラシメ且ツ寝具ハ時々日光ニ曝サシムルコト
- 八、毎月二回以上所内外大掃除ヲナスコト
- 九、作業場ニ於テ焚火ヲナシ又ハ喫煙ヲナサシメザルコト
- 十、夜間十時後ハ消灯スルコト但種油ヲ用イル常夜灯ハ此限りニアラズ
- 十一、灯火ニ石油ヲ用イザルコト
- 十二、軽便消化器一個ヲ設備スルコト

第二条 毎月十五日警察官吏ノ立会ヲ得テ医師ヲシテ被教育者ノ健康診断ヲナサシムベシ

第三条 左ノ帳簿ヲ設備スベシ

- 一、被教育者戸籍簿（第一号式）
- 二、財産目録（第二号式）
- 三、被教育者所持金品台帳（第三号式）

これら取締規則の内容は小野慈善院の改善を迫るものであると同時に、民間慈善事業の近代化をめざし、その運営内容について行政当局が統制管理できるような制度的基礎を与えたものである。明治33年に内務省地方局府県課に救済事業担当嘱託がおかれ、相前後して罹災救助基金法、行旅病人及行旅死亡人取扱法、水難救護法、感化法、精神病者監護法などが制定され、わが国感化救済行政が本格的に始まった。その1つ精神病者監護法では公私立精神病室が詳細に規定されたり、教育所入所孤児の後見職務が規定されるなど、この時期に民間慈善事業の管理が始まったといえよう<sup>57)</sup>。内務省が民間慈善事業を感化救済事業として統制していく方策の一環として位置づけられるものであったろう<sup>58)</sup>。こうした時代の大きな流れに小野慈善院が対応することができるかどうか問われたのである。

### 3) 小野慈善院の新築移転と財団法人化

教育所取締規則は付則で、それまでであった教育所について38年3月31日までにこの規則に合致する条件を整えて認可申請することを定めている。県当局は2ヵ月の間に小野慈善院の抜本的改革ができなければ廃止もやむをえないとの強い姿勢で臨み、小野太三郎の退路を絶ったのである。

取締規則が公布された2日後の北国新聞は小野慈善院をめぐる動きを次のように伝えている<sup>59)</sup>。すなわち「同院現在の状態に見れば到底該期限に改善を謀るを得ざるが如く」とその困難な見通しを語りつつ、当面慈善院がとりくむべき改善努力として不適切な入所者の退所措置をあげている。手下政五郎が金沢市役所と当面の実行課題の打ち合わせをした。その内容は、



収容者が275人であり、この人数は「過半来県外在籍者は成るべく拒絶し居れる」結果である、しかしなお県外在籍者が70余名あり、取締規則にのっとって運用するため、これらの者は行旅病人として市役所に引渡し、市役所が各出身市町村に引渡す措置を講ずるというものであった。この措置を講ずるために金沢市役所が多額の費用を必要とすることになるがこれはやむをえないものとして処理する方針となった。ただここにも現われているように、重い病気のために保護を必要とし、退院するにもできない者が相当数残っていたことがわかる。

それにしても冬期にかかる数ヵ月間で100名近くの入所者減になっていることは、かなり強い姿勢で県外入所者の退所措置がとられてきたことがうかがえる。取締規則公布に向けて2ヵ月位の間に県や市が小野太三郎を説得し、取締規則公布の意向を示しながら100人近くの退所を実行してきたのであろう。当然新たな入所についても同じ考えによって運用されたことはまちがいない。この時点でもうすでに、小野慈善院がそれまで採ってきた無制限入所の原則はくずれ、県市当局による入退所事務が行われたとみてよい。すなわち小野太三郎の判断をこえて行政当局の考えで施設運営が行われたのである。太三郎による小野慈善院はこの時点ですでに消滅し、県市当局による新生小野慈善院が実質的に始まっていたとみることもできよう。

同記事はさらに次のように報じている。

全院維持に就ては豫て最も困難を醸しつゝあり此際更に院舎を改築し医師を常置する杯は到底不可能のことに属す故に該期限に是が改善を期せんことは頗る困難なり。若し当局者に於て該取締を励行せば一時三百名の被救民は行く処を知らず路途に呻吟するの外なし。何れ小野太三郎翁と市当局者との間に於て協議を遂げ更に県当局者に交渉を為し善後の方策を講ずべし。因に小野翁にして全慈善院を譲与せば奈良法隆寺住職に於て是を引受け維持すべき希望あり内々交渉を為し来れり。併し小野翁は頑として動かざる由なり  
取締規則や指示事項には、建物については防

火設備以外の規定がないものの、慈善院の建物は県としても認可できないほどのひどい状態になっていたのであろう。しかし改築は到底不可能で、太三郎がひきつづき運営にあたる可能性はほとんど残されていなかった。奈良法隆寺住職が経営をひきとる話などもこうしたところから出たものであろう。ともかく県市当局としても残された2ヵ月で取締規則に合致した内容で小野慈善院を作り直すことが絶対的命題になってきたのである。

1月31日北国新聞の編集者コラムは、

▲小野慈善院到底期限内に改善を期するを得ずと三百の無辜被救民を如何せんとする。▲教育所取締規則励行の日は市は八十の行旅病人を引受け是が旅費を弁せざるべからず俘虜以上の厄介者。

▲小野慈善院イヂメは即ち市当局者イヂメ有吉参事官のお鉢が頓だ処へ

と今さらながらに市当局にとっての負担の大きさや困難さに言及している<sup>60)</sup>。

残された期限までの時間のなさや改築も含めた課題の大きさに、市民の間から県当局や取締当局への批判も高まったようである。市民感覚として小野慈善院を廃絶することを回避したいとの意向が働いたのであろう。2ヵ月で院舎改築と運営改善を実現することは「余りに急激に過ぐべし」との議論がおこってきたのに対し、取締当局にあたる土田警視は次のように言っている<sup>61)</sup>。

警察は其取締の励行を謀ると共に一方是が改善に就き誠意力を尽さん筈にて目下夫々取調中なり。全院現在の収容者中八十名の市外在籍者は行路病人として其本籍地に送るの外なく是に対する費用は本人に於て負担すべき規定なれど全院に入る位の人物なれば到底是を支弁するを得ざるべし。斯る場合は其本籍地の町村役場に於て費額を支出すべく故に市に損失を負はすことなし。収容建物は悉く不合格なれど中にも炊事場は最も不潔を極め食物調理上衛生を害すること少なからざれば先ず第一着に是が改築を行はしめ尚ほ医員の特志にて治療を諾するあるも其診察すべき場所もなく甚だ不便を感ずべきに付炊事場改築と共に該診察所を

建設せしめ其他鶏，家鴨等を処ろ任せに放飼し衛生上害悪少なからざれば一定の場所に是を飼育せしむることとすべし。被救民収容家屋は到底一時に改築を望むべからず。来る三月卅一日の期限迄に前段急施を要すべき者の改築を行はしめ尚ほ余地を存せば収容所の改築に着手せしむべく材木は

豫て特志家より寄付せし者もあり辰村氏等も幾分是を助けん内意あれど何分内部の整頓を告げざる為躊躇しつつあり今後其整理を謀らば寄付者も出づるならん。尚ほ是に関し相当費額を要すべければ四方慈善家の助力を仰がん筈にて警察当局者は可及的斡旋尽力をなさん方針なり

表14 小野慈善院維持発起人

氏名	職業	市会	商業会議所	慈善院役職
村上義雄	県知事			
茂泉敬孝	県警務長			
土田伊蔵	県警視			
米村幸太郎	県警部			
西田政明	県警部			
渡瀬政礼	市長			
堀俊明	市助役	評議員		
宮野直道	市会議長	評議員		
山腰天鏡	天徳院住職	評議員		
三香美思閑	松山寺住職	評議員		
吉藤勝遵	玉竜寺住職			
波左場蔵成	専光寺住職			
大内慧明	大谷派本願寺別院			
今村勇次郎	本派本願寺別院			
磯部宗右衛門	米穀商	議員	議員	
今村源右衛門		議員		
石黒伝六	薬種商			評議員
任田榮太郎				評議員
豊田康太郎				
尾上吉次	酒造業			
吉倉惣左衛門	呉服商			評議員
田守太兵衛	鑄物商、商議所副会頭		議員	評議員
武高田九郎		議員	議員	評議員
辰村米吉	土建業	議員	議員	評議員
高山勝行	薬種商			
中屋彦十郎	米穀商			評議員
中村茂平	加州銀行役員			
能彦兵衛	呉服商			評議員
久保田全		議員	議員	評議員
山森隆	書籍商	議員		評議員
山原成太郎		議員		評議員
小鍛治市左衛門	金物商	議員	議員	評議員
阿部太右衛門				
斉藤弥久	金沢商議所会頭			評議員
水登勇太郎	羽二重製造			
清水兼之		議員	議員	評議員
清水伊三	材木商	議員	議員	評議員
菅野銘		議員		
牛村知明	市技師			
由比勝行	市書記			
澤田保	市書記			
乙村知来	市書記			

これと合わせて警察当局は2月1日に小野太三郎、同院係員、各方面有力協力者を集めて改善の方策について話しあうとしている。しかし小野太三郎は来ず、宮野直道、石川久三、手下政五郎のみの来署で、土田警視らと協議している。そこで県当局の提案であろう、市内常磐町の元釜谷鑄造場跡に移転、建増しをして、財団法人として法人化する方向が出された。そのための発起人30人ほどを推薦し、同跡地の買収費1500円、増改築費など5000円を募集する方法が決められた<sup>62)</sup>。

こうして小野慈善院改善の基本方針が決定され、発起人の承諾が次の課題となった。北国新聞コラム子は2月9日付同紙で「小野慈善院維持発起人卅六名を推薦す。一名百円と仮定するも都合三千六百円、同院の前途決して憂ふるに足らず」とつとめて希望的観測を強調している<sup>63)</sup>。

何とか官民の努力で小野慈善院を維持存続させたいというのが世論の声

だったのである。2月12日付北国新聞は宮野直道らの奔走で36名の発起人が決まったことを報じている<sup>64</sup>。

その一覧は表14のとおりである。県市の幹部、寺院住職のほか、金沢市会議員、同商業会議所議員、その他市内有力者によって構成されている。金沢の政界、経済界と行政当局が発起事業を担ったことがわかる。

2月17日には発起人会が開かれた。村上知事、茂泉警部長、土田警視、他に3人の警部が県から出席している。其の会議状況は次のようであった<sup>65</sup>。

宮野直道氏は小野太三郎翁に代り全院の現況を述べ今後維持改良上諸氏の力に待つ者多く幸に一臂助力を与へんことを望むと、夫より渡瀬市長は就職以来両三度全院を視察し是が改良の必要を認め其方法等を講究の上県外被救民を放逐して真個の県下人民のみを収容せんことを謀りしも太三郎翁の意見もあり博愛主義に悖らんことを恐れ遂に果さざりし。尤も是が整理を謀らんには差向き資金の必要を感じ四方に訴へて拠出を求めしも何分日々の給養に追はれ今は僅に二百円を余すに過ぎず。偶々今回教育所取締規則を發布せられ改善の機運に際会したれば此際諸氏に於ても応分の力を仮し彼の小野翁の功績を世上に発揚し全院維持の堅固を謀らんとを望む云々と叙し、次で村上知事は自分は職務上及一個上よりして常に小野慈善院の事業の美なるを賛嘆して已まざる者、而して世運の進歩と共に亦た是が改善の必要を認め其弊害を除去し健全の発達を期せんとし、日夜焦慮の結果茲に教育所取締規則を發布するに至りし者なり。其苦心は諒察を請はざるべからず。然るに諸氏の熱誠なる短日月の間に此会合を見るに至りたるは最も多とする処ろにして、今後諸氏が義侠心に抛りて改善発達を期せんことを望むと縷々一時間に亘りて演述する処あり。茂泉警部長は元來警察取締上よりせば強制的に改善を謀るを得ざるにあらざれど、斯くては其基礎を破壊するの恐れなきにあらざるを以て大に苦心を極め、遂に教育所取締規則を發布するに至りしなり。而して既往各教育所の弊害を挙げれば教育上の不備、衛生上の欠点、

病者の保護不行届、火災防備の不完全其他警察的視察上より改善を促す者少なからず。依て此際該規則に抛り是が改良を謀らんとする者なり。現在県下に於て該規則の下に立つ者四箇あるも小野慈善院は其規模広大にして永き歴史を有するを以て最も該規則を摘要すべきの要あり。尤も規則の精神は是れを抑制せんとする者にあらずして只だ其完成を期するにあれば諸氏に於ても此意を諒せられて充分力を尽さんことを望むと述べたり。夫より宮野氏は改良方法に就き協議を遂げ先ず期限内に移転改良を謀るの急なるを認むべければ此際是を決定せんことを以てし、渡瀬市長は市に於ても充分尽力せんことを誓ひ、尚ほ整理上委員十名を設けて諸事を処せしめんとを諮り異議なく是に決定し即ち其委員の選定を同市長に一任し散会を告げたるは午後四時なりき

これまでの経過やねらいがくり返し説明されたこの発起人会での各行政機関責任者の具体的な発言は、それぞれの行政機関にとって小野慈善院がどのように問題となっていたかを端的に示している。直接の監督責任の位置にある警察は、教育上、衛生上、防火上看過しえないまで深刻化した状態を指摘し、行旅病人取扱の責任を有する金沢市は県外被救民の扱いをめぐる小野太三郎との調整困難を言い、石川県は藍綬褒章を受けた太三郎の事業を否定することを何とか避けつつ問題解決の枠組を作ってきた苦勞を示しているともいえよう。いずれにしても事業の進行は金沢市が進めることとされたのである。ここには太三郎の位置はもはや存在しないことがうかがえる。新生小野慈善院づくりがこうしてスタートしたのである。

これをうけて資金をどう集めるかが実際上のきわめて大きな問題となった。広く民間から集めるとしても、すでに戦時拠出金で民間の財政的余力は少なく、相当の困難が目に見えていた。この隘路の打開策として小野慈善院の移転改善事業を戦時記念事業として位置づけることが、発起人であり中心的な推進者である渡瀬市長、宮野、堀両議員によって提案され、県知事も賛成して、発起人会で満場一致決定された<sup>66</sup>。そ

のうえで必要資金を4000円程度で考えること、移転候補地を数カ所選定し、施設規模を敷地千坪、収容人員200名、1人1坪5合割合とした、組織を法人化することについては結論を出すことをのびしている。あわせて寄金を訴える趣意書が発表された<sup>67)</sup>。

敢テ仁人諸君ニ訴フ

小野慈善院ハ小野太三郎翁ガ無告ノ窮民ヲ収容シテ教育シツ、アル所之ガ創設ハ今ヨリ四十余年前ニアリテ其間収容ニ係リシ老若男女ノ窮民ハ約二万ノ衆キニ上リ而シテ之カ大部ハ瘋癲白痴、老衰癱疾ナラズンバ鰥寡孤独ノ徒タラザルナシ而カモ現在収容シツ、アルモノ亦タ三百人ノ多数ヲ下ラザルナリ小野翁ヤ実ニ之等窮民ト起居ヲ同フシ飲食ヲ共ニシ四十余年ノ久シキ一日ノ如ク未タ曾ヲ倦怠ノ状ヲ見ス蓋シ此ノ如キハ天下果シテ幾人カアル曩キニ藍綬褒章ノ賞賜ヲ享ケタル故ナクンハアラサルナリ

小野翁ヤ徹者ナリ即チ父祖直伝ノ家督アリシニアラス又有力志士ノ後援アリシニアラス翁ノ慈善ニ熱誠ナル区々ノ微力ヲ振ヒテ素志ノ遂行ニ尽瘁シタルヲ以テ其施設経営ニ至リテハ重キヲ教育ノ一事ニ置キ風紀ノ如キ衛生ノ如キ多少ノ遺憾アルハ亦タ止ムヘカラサルナリ吾人ヲシテ直言セシムレハ翁ガ四十余年間苦辛慘憺以テ経営シツ、アル所ノモノ一モ秩序的組織トシ見ルニ足ル可キナシ是素ヨリ翁ノ恨ミトスル所ナリト雖モ其独力自営亦奈何トモナス能ハサルニ由ラスンハアラス

今ヤ本県ハ教育所取締規則ヲ発令セリ蓋シ本令ノ趣旨タル風紀ヲ主トシ衛生ヲ重ンスルニ在リ茲ヲ以テ慈善院ノ如キ今ニシテ苛クモ根本的改善ヲ施サ、ル限リハ本令ノ実施ニ伴ヒ之ヲ閉鎖セサルヘカラサルニ至リ翁ガ一代ノ心血ヲ灌キタルモノ一朝ニシテ浮瀆游沫ト幻化シ去ルヲ見ンノミ然リト雖モ之レ尚ホ思フ可シ噫翁カ温情ニ洳リテ生命ヲ保持シツ、アル最モ憐ムヘキ多数無告ノ窮民ヲシテ道路ニ寒饑セシメンコト是レ豈忍シテ傍観スルヲ得ンヤ吾人感スル所アリ此際大ニ同院ノ組織ヲ変更シテ其面目ヲ一新シテ以テ彼ノ多数無告ノ窮民ニ安身ノ地ヲ与フルト共ニ翁ノ素志ヲシテ更ニ前途ニ發揮セシメンコトヲ期ス乃チ茲ニ全幅ノ精

神ヲ披瀝シ謹テ世ノ仁人君子ニ訴フ噫彼レ多数無告窮民ノ死活ヤ一ニ繫リテ諸君ニ存ス幸ニ諸君ノ同情ヲ与フルニ各ナラサランコトヲ洵ニ至願切望ニ堪ヘサルナリ

こうして一方で広く社会に訴えて資金づくりを進めながら、他方で敷地の決定と改築作業が進められた。敷地は当初構想していた常盤町が、2月末段階で狭隘のため不相当としてさらに他をさがすこととなり、浅野川上流の田中某所有地など交渉したが、結局ふりだしに戻って当初地に決定したのは3月に入ってからであった。しかもそのための資金を準備することができないので当面借り上げとし、3年後に1000円で購入することで建築設計作業に入ったのが3月末であった<sup>68)</sup>。取締規則の定めた期限日に間に合うはずもないが、これについては延期を認める内諾を当局から得ていた。

金沢市は3月に入って小野慈善院の改善方向が決定したのをうけて、同市の貧民教育所を廃止し、あわせて新生小野慈善院に年800円の補助金を支給する方針を決定した<sup>69)</sup>。この補助金を支出しても従来年間1500余円かかっていたので、かなりの財政削減になるもので、市会での反対もなかった。こうして現在の貧民教育所の建物を払下げるか、あるいは寄付する意向も表明された。小野慈善院改善の動きに拍車をかけようとしたものと思われる。と同時に小野慈善院問題の解決につよい意欲を示している内務省に対する県市の取り組み姿勢を示す必要に応じた動きでもあった。

5月に入ってこの問題への対応を促進するために内務省は窪田静太郎衛生局長を金沢に派遣した。明治35年につづく2度目の慈善院視察である。北国新聞が報じるころは次のようである<sup>70)</sup>。

現在小野慈善院の構造は最も不完全にして衛生上頗る恐るべき者あることは一般の認むる処なり当時有吉内務省参事官は其実況を目撃して大に是を非難し時の警部長永田氏に対し痛く詰責する処ありしが其後村上知事上京の際芳川内務大臣は更らに同院の状況を徴したるに拠り同知事は既に地方

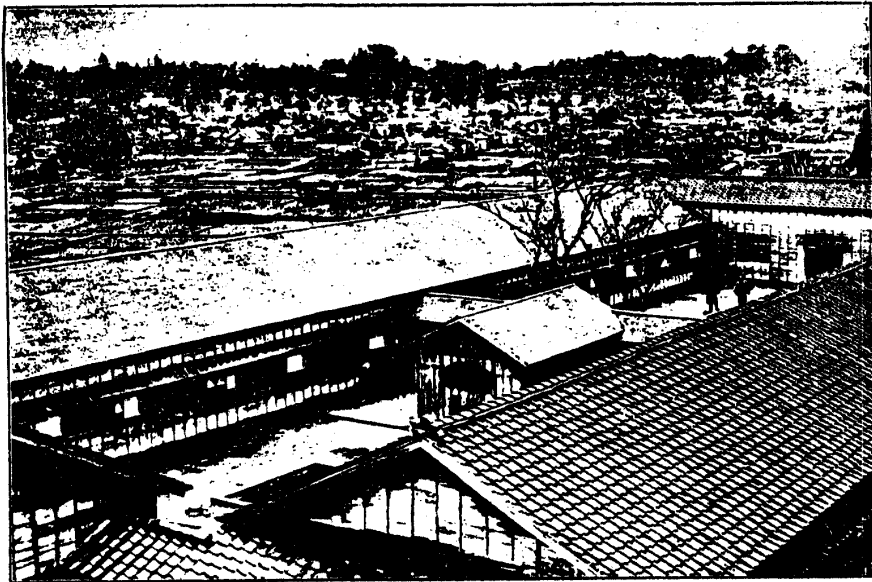


図8 小野慈善院救助者収容棟

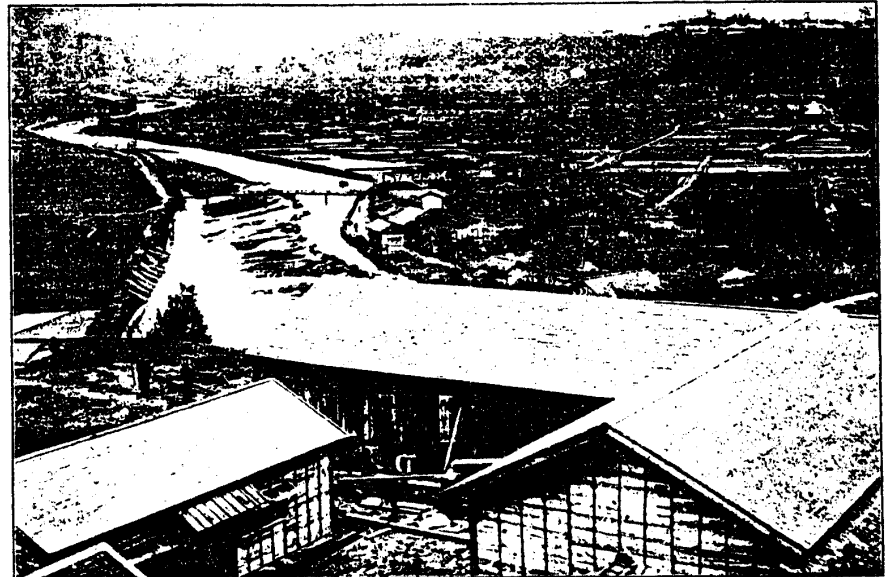


図9 小野慈善院作業場, 監置室

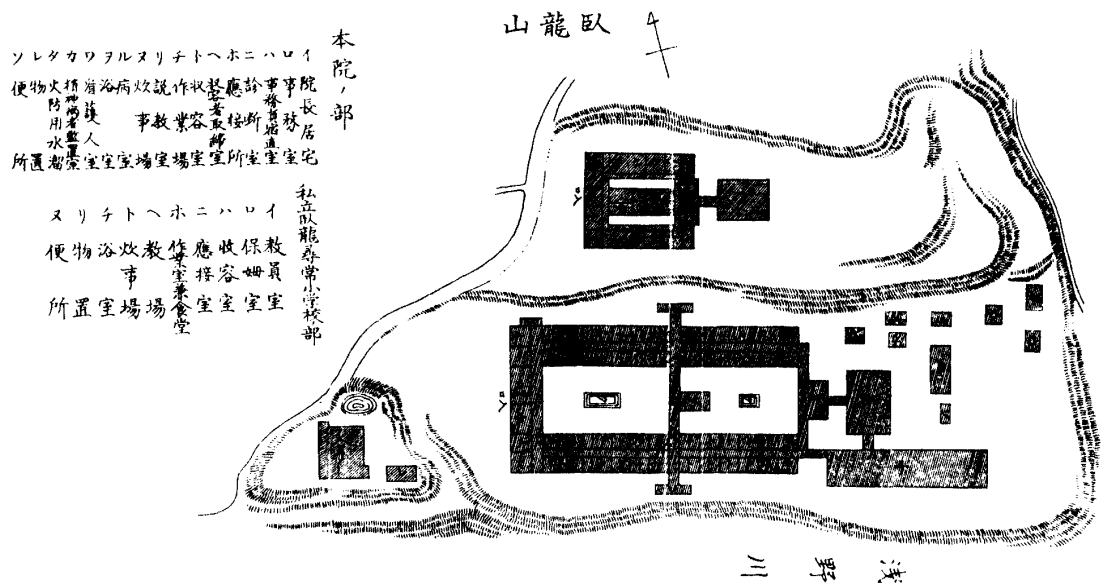


図10 小野慈善院平面図

有志者が特志を以て着々是が改善に勉め尚ほ市設立の教育所を廃止して其收容窮民を同院に移し更らに市費を以て是が資金を補助すべきこととなりし旨を告げれば同大臣も痛く是を喜べるものゝ如かりし依て同大臣は今度内務省衛生局長窪田静太郎氏を派して実地を視察せしむることとし不日当地に来る筈なりと同慈善院は豫て着々改善の歩を進め目下家屋建築中にて本月中に竣工の予定なるが今度同局長來県に付請負者を督して専ら工事の進捗を謀り居れりとぞ

県知事としては上京して大臣に会う際に、小野慈善院の改善が進捗しつつあるという成果を持っていく必要もあったのである。石川県にとって小野慈善院問題は内務省に対する政治問題ともなっていたのである。その後内務大臣も来県することとなり、よりいっそうの積極的行政姿勢を示す必要がでてきた。こうした背景もあって5月10日の北国新聞は村上知事の意向として、小野慈善院が整備された段階では年2000円の補助金を交付することを表明している<sup>71)</sup>。県慈恵救済基金より生まれる年7000円の利息金から支給しようというもので、金沢市補助金と合わせて、小野慈善院の経常的運営の見通しが立ってきたことになる。

6月20日には新築中の小野慈善院が竣工の運びとなり、その直前に県は財団法人組織とすることを決め、その組織準備に入った<sup>72)</sup>。一方新院舎への移転は7月8日と決まり、ほぼ新しい体制への移行の準備が整った。新築工事等の費用は表15のとおりで<sup>73)</sup>、530円ほどの不足金が生じたが、これらも未納寄付金で支払える見通しとなった。敷地購入は先に見送られたが、寄付金による新築移転も何とか実現できたのである。

こうして竣工した慈善院は図8、9（写真）で、その平面図は図10である<sup>74)</sup>。次に課題として残ったのは新生小野慈善院の運営組織とりわけ小野太三郎の処遇にあった。これについては渡瀬市長、宮野直道、堀俊明、土田警視らで協議し、20名の評議員を決めると同時に、太三郎については生存中院長の名儀を与え、あわせて

表15 小野慈善院移転資金収支

収入	2,566円18銭5厘
寄付金収入	2,345円30銭5厘
利子	10円88銭
一時借入金	210円
寄付金未納	617円
支出	3,093円37銭
本家建築費	2,880円
地均工費	100円97銭
階段修繕費	55円30銭
基礎工事諸費	34円50銭
給料旅費	23円

慈善院内に住居を作ることとなった<sup>75)</sup>。

ここに新体制づくりはとりあえずの問題解決を終了して出発することができたのである。これは慈善事業の近代化を図ろうとする内務省にとっても1つの大きな問題を解決したことを意味していた。日露戦争後に内務省は『日本帝国慈恵救済制度ノ概要』を刊行し、その中に公私慈恵的事業として全国33の事業を紹介するが、そこには日本を代表する位置にあるはずの小野慈善院の名は含まれていないのである<sup>76)</sup>。藍綬褒章の権威にかけても小野慈善院を建て直さなければならなかったのである。

注

- 44) 「無惨の死骸余聞」北国新聞，明治36年5月11日。
- 45) 「老爺が貧の縊死」同上紙，明治36年5月8日。
- 46) 「憐むべき老爺」同上紙，明治36年7月21日。
- 47) これらについては山田明「日露戦争時の廃兵の生活困窮と援護計画」日本福祉教育専門学校研究紀要，4巻2号，1995，pp. 77-106，同「日露戦争時帰郷廃兵の生活と地域援護」同上誌，5巻1号，1996，pp. 101-127，参照。
- 48) 血声散史「市中の慈善事業（上）（下）」北国新聞，明治37年4月26日，29日。
- 49) しかしこのことは金沢病院の基本事業には関わりなく、『石川県金沢病院沿革』昭和59年や石川県医師会『石川県医事年表』昭和44年、『金沢大学医学部百年史』1972年に当該記事を見出せない。むしろこの時期に新築移転が進行していて、

38年3月に完成移転の運びとなっている。

- 50) 仏教徒社会事業研究会編『仏教徒社会事業大観』  
大正9年, pp. 91-92.
- 51) 山本良吉「大阪博愛社」北国新聞, 明治37年  
5月12日, 13日.
- 52) 「小野慈善院の昨今」同上紙, 明治37年8月9日.
- 53) 「小野慈善院の救済出願」同上紙, 明治37年11月  
26日.
- 54) 「茶の煙」同上紙, 明治38年1月28日.
- 55) 「教育所取締規則と小野慈善院」同上.
- 56) 松寿園史編集委員会『松寿園史』昭和56年,  
pp. 6-8
- 57) 小林正金編『現行感化救済法規類纂』大正2年,  
田代国次郎『日本社会事業成立史研究』昭和39  
年, p. 244.
- 58) 山田明「感化救済事業の組織化における『講習  
会』の位置」『戦前期社会事業史料集成1 感化救  
済事業講演会』昭和60年, pp. 1-28.
- 59) 「小野慈善院改善の困難」北国新聞, 明治38年  
1月29日.
- 60) 「茶の煙」同上紙, 明治38年1月31日.
- 61) 「小野慈善院と警察当局」同上紙, 2月1日.
- 62) 「小野慈善院維持方法」同上紙, 2月3日.
- 63) 「茶の煙」同上紙, 2月9日.
- 64) 「小野慈善院維持発企書」同上紙, 2月12日.
- 65) 「小野慈善院維持協議会」同上紙, 2月18日.
- 66) 「小野慈善院の改善と戦時記念事業」同上紙,  
2月21日.
- 67) 「敢テ仁人諸君ニ訴フ」同上紙, 2月23日.
- 68) 「小野慈善院協議会」同上紙, 3月31日.
- 69) 「教育所廃止と慈善院」同上紙, 3月6日.
- 70) 「窪田局長と小野慈善院」同上紙, 5月9日.
- 71) 「小野慈善院県補助金」同上紙, 5月10日.
- 72) 「小野慈善院の財団組織」同上紙, 6月16日.
- 73) 「慈善院移転と組織」同上紙, 6月24日.
- 74) 窪與一郎『財団法人小野慈善院』大正6年
- 75) 「小野慈善院記事」北国新聞, 明治38年7月2日.
- 76) 『日本帝国慈恵救済制度ノ概要』発行年不明,  
pp. 10-26.

付記 本研究は平成7年度文部省科学研究補助金  
(一般研究C)による研究成果の一部である。